


平成 17 年 1 月 31 日

北海道知事  
高橋 はるみ 様

  
日本バイオ産業人会議 (J A B E X)  
世話人代表 歌田勝弘

### 遺伝子組換え作物の栽培に関する条例に対しての要望

貴道においては、現在、遺伝子組換え作物の栽培に関して条例を検討中と伺っておりますが、一部新聞によりその条例案の内容が報道されております。それによりますと、一般栽培を知事の許可制、試験栽培を届出制とし、さらに条例違反者に懲役を含めた罰則規定が盛り込まれているとされており、大変驚いております。

法令に基づき、国で厳格な審査がなされ、安全性が確認された遺伝子組換え作物についても規制対象とし、しかも違反者に罰則を科すことは過剰な規制であると考えます。規制の対象は、国により安全性の確認されていない遺伝子組換え作物の試験栽培などに限定すべきであると考えます。報道されているような規制は、農業者の選択と栽培の自由、権利を不当に制限するとともに、将来の、貴道のみならず日本の農業・食品産業全体の発展、ひいてはわが国の食糧問題、地域経済問題にも悪影響を及ぼすと考えます。

わが国は現在、国家戦略である「バイオテクノロジー (BT) 戦略大綱」に基づき、国民が期待する未来像の実現に向け、努力しているところであります。遺伝子組換え技術に代表される BT は、「国民の健康向上に貢献する技術」として、また、「環境問題を解決する技術」として、大いに期待されております。

これまでに本件について、貴道では昨年 11 月に意見募集を行っておりますが、現時点でその結果、内容、回答も明らかにされておられません。これまで弊会議が再三にわたり提出してまいりました意見をご理解いただき、この度の遺伝子組換え作物の栽培に関する条例化につきましては、国により安全性の承認されている遺伝子組換え作物の栽培が制約されないよう適切な対応を強くお願い致します。